

水道事業の実施体制

群馬県企業局が運営している「群馬県水道用水供給事業」は、河川から取水した表流水を浄化した後、受水市町村に水道用水を卸供給している。これに対し、市町村の水道事業は、住民へ水道水を給水する水道事業であり、それぞれの役割や責任を果たすことにより、安全で質の高い水道用水を安定的に供給してきた。企業局では、2箇所の水道事務所（浄水場）により、受水市町村に水道用水供給を行っている。

所属	一日最大給水量	受水市町村	業務内容	問い合わせ先
水道課	－	－	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算及び決算に係る事務 ・ 工事関係事務 ・ 料金 ・ 認可、水利権申請等の法令手続き ・ 事業全体の総合調整 	所在地：前橋市大手町1-1-1 電話番号：027-226-4011 F A X 番号：027-220-4422
県央第一水道事務所	160,000m ³ /日	前橋市、高崎市、吉岡町、 榛東村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄水場の運転、維持管理 ・ 事故等の危機管理 ・ 設備の更新改良 ・ 水質に係る業務 	所在地：北群馬郡榛東村大字広馬場411-1 電話番号：0279-54-8464 F A X 番号：0279-54-2983
県央第二水道事務所	146,000m ³ /日	前橋市、伊勢崎市、渋川市、 桐生市、玉村町	〃	所在地：渋川市北橘町箱田821 電話番号：0279-20-4012 F A X 番号：0279-52-4412
水質管理センター	－	－	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2浄水場の水質検査 ・ 水源水質調査 ・ 事故等の危機管理 	所在地：渋川市北橘町箱田821 電話番号：0279-25-8454 F A X 番号：0279-52-4412